

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
第4回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会



別冊【参考資料】

令和7年7月15日（火）14：30～

わた SHIGA 輝く国スポ
自転車（トラック・レース）競技会まであと69日

京都向日町競輪場 選手管理センター305

第79回国民スポーツ大会

会期前：令和7年（2025年）9月6日（土）～9月25日（木）

本会期：令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー

参考資料

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会県外・県市町共催等運営委員会規程
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを契機に推進する4つのポイント
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ自転車競技日程
- (5) わた SHIGA 輝く自転車（トラック・レース）競技会会場配置計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に関係のある機関・団体の代表者および役員
- (4) その他両大会開催準備および運営に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会
- 2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定および改廃に関する事。
 - (3) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (4) 収支予算および収支決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) 特別委員会の設置に関する事。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。

- (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する
こと。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告し
なければならない。
- 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場
合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」
とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任
された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合におい
て、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」
とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。
(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）
は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を
必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合におい
て、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」
とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。
(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項に
ついて調査し、審議を行う。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」

という。)を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 3 運営委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設等の整備計画の推進に関する事
馬術 競技会運営委員会	3 広報活動および県民運動の推進に関する事 4 競技運営に係る計画の推進に関する事 5 宿泊業務に関する事
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関する事 7 輸送および交通に関する事
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	8 警備および消防防災に関する事 9 馬事衛生に関する事（馬術競技会運営委員会に限る。）
ボウリング 競技会運営委員会	10 その他競技会を開催するために必要な事項に関する事



かがや

参考資料(3)



みんなが輝く大会に！

わたSHIGA輝く国スポ・障スポを契機に推進する4つのポイント

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が脈々と息づいています。この地で開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会『わたSHIGA輝く国スポ・障スポ』。

「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに、「する」「みる」「支える」すべての人が様々な場面で主役として光り輝き、大会を通じて生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会にします。

1 環境に配慮し実践する大会

～みんなで作る、サステナブルな大会～

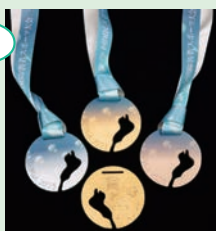


主な内容

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言(13項目に沿った取組の実践)
 - ・再生繊維100%スタッフウェアの採用
 - ・リサイクル金属でメダルを製作
 - ・マイボトル持参の呼びかけ(会場のウォーターサーバー等で給水)



観戦にはマイボトルを持参しよう



リサイクル金属を活用

3 スポーツの力でつくる共生社会

～みんなが「する」「みる」「支える」を体験できる大会～

主な内容

- 競技会場等のバリアフリー対策(障スポ)
 - ・障スポ全競技会場にカーマダウンスペースを設置 **大会初**
- 誰もが大会を楽しめる環境づくり
 - ・国スポに加えて障スポも競技映像をインターネットで配信
- 「心のバリアフリー*」の推進
 - ※様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
 - ・大会に関わる方向けの「心のバリアフリー」リーフレットを作成



コミュニケーションから生まれる新たな繋がり

みんなが楽しめる大会に向けた現地調査



お互いを理解し支え合う

2 おもてなしで滋賀の魅力発信

～みんなで来県者をあたたかくお迎え～

主な内容

- 地域の特色を活かしたおもてなしの広場を会場運営
- 滋賀・びわ湖の素材を活かした「食」を提供
 - ・式典弁当では滋賀・びわ湖の食材を活用
- ホスピタリティ溢れるスタッフの養成



おもてなし広場で滋賀の魅力を発信



お弁当には滋賀のおいしい食材を



多くのボランティアが支える

4 子ども、若者、女性が活躍

～みんなが主役、輝くステージ～

主な内容

- 「滋賀レイキッズ」をはじめとする次世代育成システムの確立
- 競技会場を彩る応援のぼり旗を子どもが作製
- 炬火受皿*の装飾物を小学生が制作
 - ※聖火にあたる炬火を一時的に灯すための受皿



次世代アスリート発掘育成プロジェクト「滋賀レイキッズ」



都道府県等の名所や名物を描き選手を応援



炬火受皿の台座ピースを子どもが制作

〔15〕 自 転 車 競 技

東近江市
京都府向日市

競 技 日 程

9月20日(土)

監督会議	東近江市総合運動公園布引体育館	小アリーナ	13:00
競技役員会議(ロード・レース)	東近江市総合運動公園布引体育館	小アリーナ	14:30

9月21日(日)

【 第 1 日 】

東近江市特設ロードレースコース

1. 男子B	80.2km	個人ロード・レース決勝	7:30
2. 女子	46.0km	個人ロード・レース決勝	7:33
3. 男子A	114.4km	個人ロード・レース決勝	10:15
表彰	ロード・レース(女子・男子B・男子A)		14:00
		東近江市総合運動公園布引体育館 大アリーナ	
競技役員会議(トラック・レース)	永守重信市民会館 ホール		17:00

9月22日(月)

【 第 2 日 】

京都向日町競輪場

4. 男子	チームスプリント	予選	8:30
5. 女子	チームスプリント	予選	
	休憩		
6. 男子	4kmチーム・パーシュート	予選	11:30
7. 女子	スプリント	予選	13:50
8. 男子B	スプリント	予選	
9. 男子A	スプリント	予選	
10. 女子	ケイリン	1回戦	15:50
11. 男子B	ケイリン	1回戦	
12. 男子A	ケイリン	1回戦	

9月23日(火/祝)

【 第 3 日 】

京都向日町競輪場

13. 男子	チームスプリント	3・4位決定戦	8:30
14. 男子	チームスプリント	1・2位決定戦	
15. 女子	チームスプリント	3・4位決定戦	
16. 女子	チームスプリント	1・2位決定戦	
	休憩		
17. 男子	4kmチーム・パーシュート	3・4位決定戦	9:30
18. 男子	4kmチーム・パーシュート	1・2位決定戦	
19. 女子	ケイリン	敗者復活戦	9:50
20. 男子B	ケイリン	敗者復活戦	
21. 男子A	ケイリン	敗者復活戦	
表彰	チームスプリント(男子・女子)		11:30
	4kmチーム・パーシュート(男子)		
	休憩		
22. 女子	スプリント	1/8決勝	13:00
23. 男子B	スプリント	1/8決勝	
24. 男子A	スプリント	1/8決勝	
25. 女子	ポイント・レース(10km)	予選	14:00
26. 男子B	ポイント・レース(16km)	予選	
27. 男子A	ポイント・レース(16km)	予選	
28. 女子	スクラッチ(6km)	予選	16:20
29. 男子B	スクラッチ(6km)	予選	
30. 男子A	スクラッチ(8km)	予選	

9月24日（水）

【 第 4 日 】

京都向日町競輪場

31. 女子	スプリント	1/4決勝	8:30
32. 男子B	スプリント	1/4決勝	
33. 男子A	スプリント	1/4決勝	
34. 女子	スクラッチ（8km）	決勝	9:10
35. 男子B	スクラッチ（8km）	決勝	
36. 男子A	スクラッチ（10km）	決勝	
37. 女子	ポイント・レース（20km）	決勝	10:10
38. 男子B	ポイント・レース（24km）	決勝	
39. 男子A	ポイント・レース（30km）	決勝	
表 彰	スクラッチ（女子・男子B・男子A）		12:00
	休憩		
40. 女子	1kmタイムトライアル	決勝	13:00
41. 男子B	1kmタイムトライアル	決勝	
42. 男子A	1kmタイムトライアル	決勝	
43. 女子	スプリント	1/2決勝 1回戦	16:00
44. 男子B	スプリント	1/2決勝 1回戦	
45. 男子A	スプリント	1/2決勝 1回戦	
46. 女子	ケイリン	1/2決勝	16:30
47. 男子B	ケイリン	1/2決勝	
48. 男子A	ケイリン	1/2決勝	
49. 女子	スプリント	1/2決勝 2・3回戦	16:50
50. 男子B	スプリント	1/2決勝 2・3回戦	
51. 男子A	スプリント	1/2決勝 2・3回戦	
表 彰	ポイント・レース（女子・男子B・男子A）		17:30
	1kmタイムトライアル（男子B・男子A・女子）		

9月25日（木）

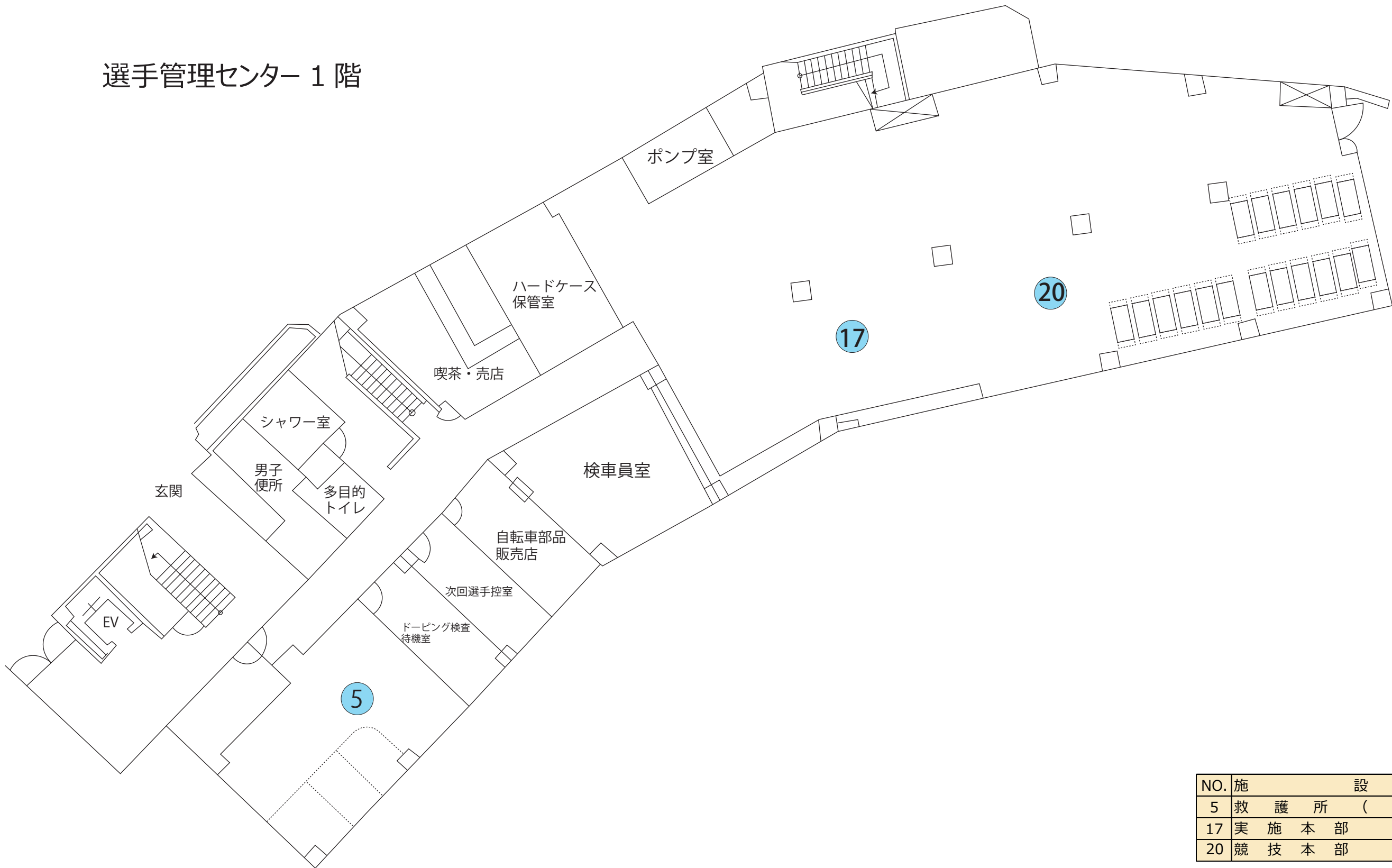
【 第 5 日 】

京都向日町競輪場

52. 女子	スプリント	3・4位決定戦 1回戦	8:30
53. 男子B	スプリント	3・4位決定戦 1回戦	
54. 男子A	スプリント	3・4位決定戦 1回戦	
55. 女子	スプリント	決勝 1回戦	
56. 男子B	スプリント	決勝 1回戦	
57. 男子A	スプリント	決勝 1回戦	
58. 女子	スプリント	5-8位決定戦	9:10
59. 男子B	スプリント	5-8位決定戦	
60. 男子A	スプリント	5-8位決定戦	
61. 女子	スプリント	3・4位決定戦 2・3回戦	9:30
62. 男子B	スプリント	3・4位決定戦 2・3回戦	
63. 男子A	スプリント	3・4位決定戦 2・3回戦	
64. 女子	スプリント	決勝 2・3回戦	9:50
65. 男子B	スプリント	決勝 2・3回戦	
66. 男子A	スプリント	決勝 2・3回戦	
67. 女子	ケイリン	7-12位決定戦	10:15
68. 男子B	ケイリン	7-12位決定戦	
69. 男子A	ケイリン	7-12位決定戦	
70. 女子	ケイリン	決勝	10:30
71. 男子B	ケイリン	決勝	
72. 男子A	ケイリン	決勝	
表 彰	スプリント（女子・男子B・男子A）		11:30
	ケイリン（女子・男子B・男子A）		
総合表彰式	永守重信市民会館 ホール		
	永守重信市民会館 ホール		

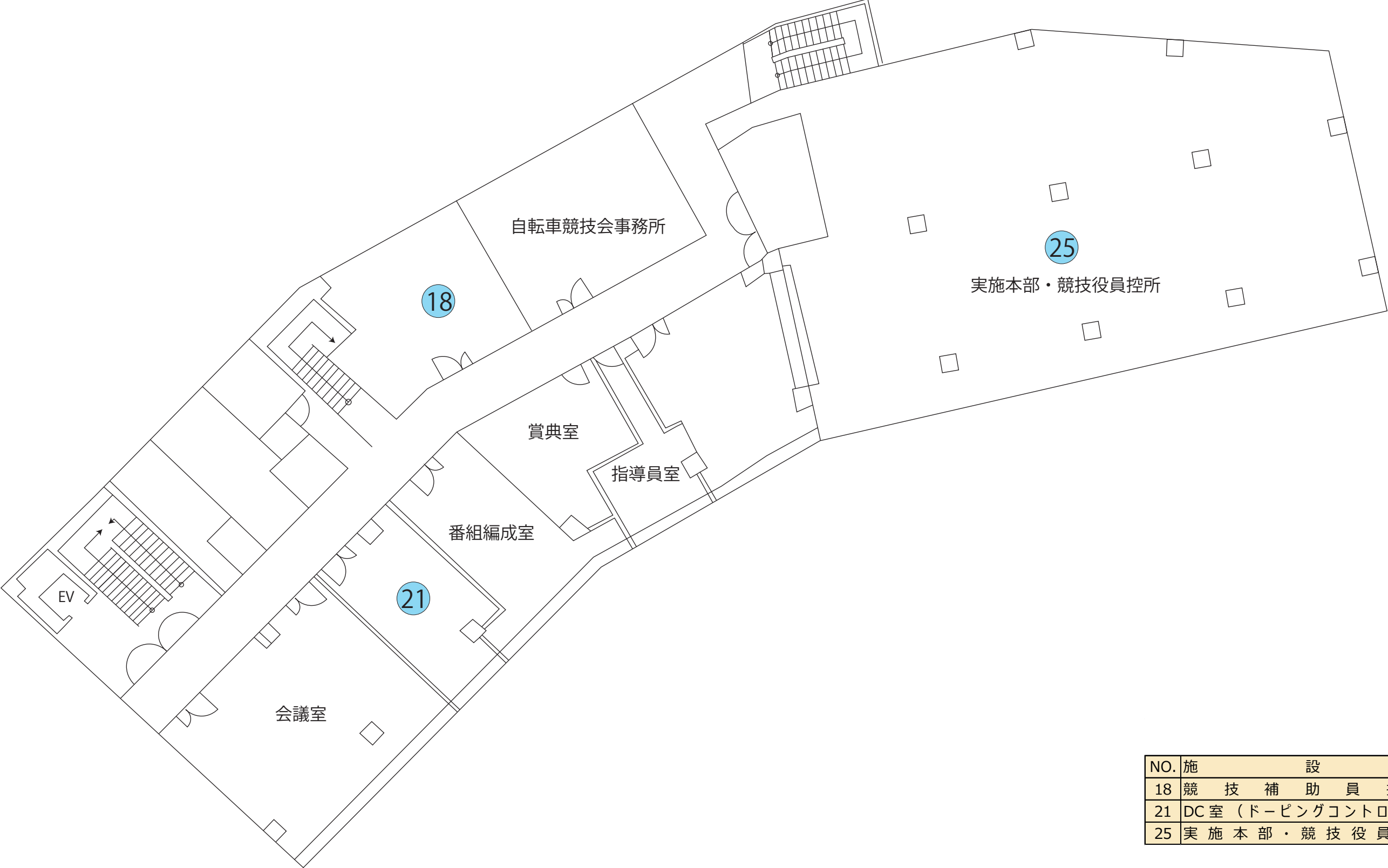


選手管理センター 1 階



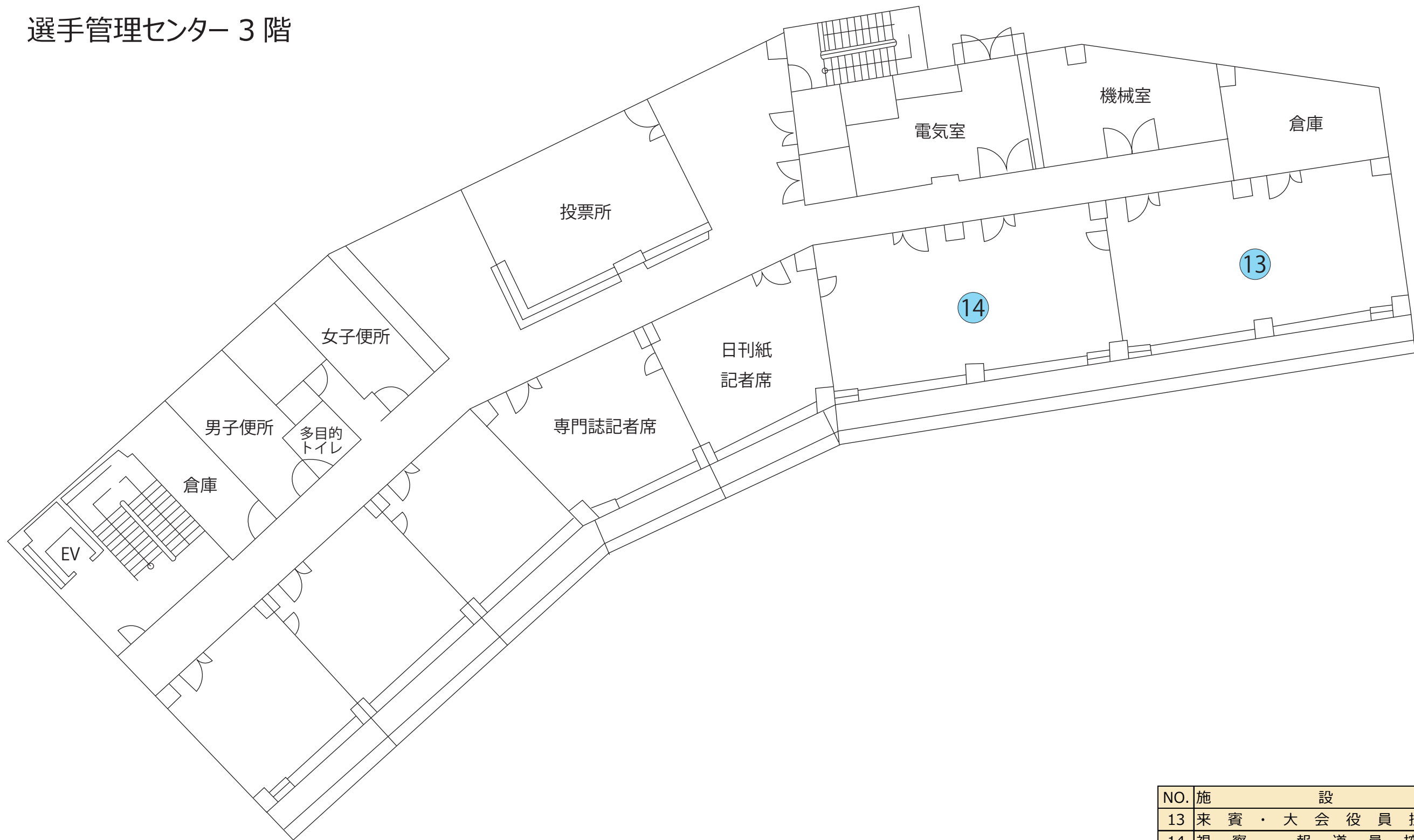
NO.	施設名
5	救護所（選手）
17	実施本部
20	競技本部

選手管理センター 2 階



NO.	施設名
18	競技補助員控室
21	DC室（ドーピングコントロール）
25	実施本部・競技役員控所

選手管理センター 3 階



NO.	施設名
13	来賓・大会役員控所
14	視察・報道員控所

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 県運営競技係

TEL 077-528-3349 / FAX 077-528-4836

e-mail: ken-unei@pref.shiga.lg.jp
